

平成31年 第1回定例会

湖周行政事務組合議会会議録

平成31年 3月28日 開会

平成31年 3月28日 閉会

湖周行政事務組合議会

会 期 日 程

平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月28日	木	午後 3 : 1 5	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

第1号（3月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○組合長挨拶	23
○閉会の宣告	23
○署名議員	25

平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成31年3月28日(木)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 平成30年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号 平成31年度湖周行政事務組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	武井富美男	議員	2番	今井義信	議員
3番	井上登	議員	4番	近藤一美	議員
5番	渡辺雅浩	議員	6番	浜幸平	議員
7番	林元夫	議員	8番	青木利子	議員
9番	金子喜彦	議員	10番	山田一治	議員
11番	中村奎司	議員	12番	藤森スマエ	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井竜五	君	副 組 合 長	金子ゆかり	君
副 組 合 長	青木悟	君	副 組 合 長	小口明則	君
諏 訪 市 副 市 長	平林隆夫	君	下 諏 訪 町 副 町 長	山田英明	君
事 務 局 長	伊藤祐臣	君	会 計 管 理 者	小坂英之	君
監 査 委 員 事 務 局 長	松下正樹	君	岡 谷 市 市 民 環 境 部 長	百瀬邦彦	君
岡 谷 市 市 民 環 境 部 市 民 環 境 課 長	中村良則	君	諏 訪 市 市 民 部 長	花岡光昭	君
諏 訪 市 市 民 部 生 活 環 境 課 長	榎尾政行	君	下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長	増澤和義	君
総務建設課長	小平茂徳	君	総 務 建 設 課 計 画 係 長	蟹江利成	君

議会事務局職員出席者

局 長	小松厚	次 長	伊藤恵
統 括 主 幹	小松隆広	主 幹	横内哲郎

開会 午後 3時15分

◎開会の宣告

○議長（武井富美男議員） これより平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（武井富美男議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武井富美男議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番 井上 登議員、9番 金子喜彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武井富美男議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（武井富美男議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年度補正予算案、条例改正案、平成31年度予算案を提案申し上げますのでございます。

平成30年度補正予算につきましては、これまで開催の全員協議会において報告させていただいた内容であります。最終処分場整備に伴う事前調査費用等の減額、また、諏訪湖周クリーンセンター整備工事に伴う会計実地検査の指摘による交付金の一部を返還するための費用の計上、並びに諏訪湖周クリーンセンター稼働後の環境影響評価事後調査費用について、環境省より交付金対象外との見解が示されたことから、国の交付金を組織市町からの負担金に財源更正するものであります。

次に、条例改正でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、諏訪湖周クリーンセンターの設置及び管理等について必要な事項を定めている条例の改正を行うものであります。

1点目は、平成31年4月から施行される専門職大学の制度化に伴う学校教育法の一部が改正されたことを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正されたことにより、廃棄物施設への配置を義務づけている技術管理者の資格要件の追加をするため、組合条例の一部の改正を行うものであります。

2点目は、平成31年10月1日から施行される消費税率の改定に伴い、諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料について改定するものであります。

次に、平成31年度当初予算案でございますが、総額9億5,376万4,000円を計上いたしました。歳入は、関係市町からの負担金、国からの循環型社会形成推進交付金、売電収入、組合債、直接持ち込み手数料が主なものとなります。循環型社会形成推進交付金は対象事業費の3分の1相当額を計上しております。

歳出は、議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成しております。

総務費につきましては、事務局職員の人件費と組合の運営に必要な経費として、総額7,615万9,000円を計上しております。

衛生費につきましては、中間処理施設関連といたしまして、施設稼働後における大気質の環境影響評価事後調査、施設の運営費、中間処理施設から発生する焼却灰の委託処理費等、また最終処分場施設整備関連として事前調査費用等、総額5億9,005万2,000円を計上しております。

公債費につきましては、組合債元金に係る起債の償還金2億7,527万9,000円（同日「2億7,257万9,000円」の訂正あり）、組合債利子に係る起債の償還金887万9,000円、総額2億8,145万8,000円を計上しております。

以上が31年度予算の大要であります。本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予算でございますので、平成30年度補正予算、条例改正とあわせて御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

すみません、公債費のところ、少し数字を言い間違えたようですので、訂正を申し上げます。公債費につきましては、組合債元金に係る起債の償還金2億7,257万9,000円、そして組合債利子に係る起債の償還金887万9,000円、総額2億8,145万8,000円を計上しております。訂正をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武井富美男議員） 日程第4 議案第1号 平成30年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第1号 平成30年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

今回の補正内容ですが、平成30年度当初予算のうち最終処分場整備に伴う事前調査業務について、平成30年度内での業務執行は見合わせることにしたため、その調査費用を減額するものであります。また、諏訪湖周クリーンセンター整備工事に伴う会計実地検査の指摘による交付金の一部を返還するため、その費用を計上するものであります。さらに、諏訪湖

周クリーンセンター稼働後の大気質の環境影響評価事後調査業務について、環境省から交付金対象外事業との見解が示されたことから、財源更正するものであります。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。初めに、12、13ページをお開きください。事項別明細書の3歳出から説明いたします。

第2款総務費1項2目諸費23節償還金利子及び割引料644万3,000円は、諏訪湖周クリーンセンター整備工事にかかわる国からの循環型社会形成推進交付金の一部を、会計実地検査の指摘により返還するために必要な経費であります。

第3款衛生費1項1目中間処理施設整備費につきましては、諏訪湖周クリーンセンターの稼働に伴い、必要となる周辺環境調査として、長野県条例に基づく環境影響評価事後調査であります環境アセスを実施しておりますが、財源の一部として循環型社会形成推進交付金を充当しておりましたが、施設稼働後における調査については、環境省から交付対象外との見解が示されたことから、組織市町からの負担金に財源更正するものであります。

1項2目最終処分場施設整備費1億5,962万7,000円の減額は、各種事前調査費用等として1億7,021万2,000円を計上しておりましたが、13節委託料1億5,192万7,000円及び17節公有財産購入費770万円を減額するものであります。

10ページ、11ページへお戻りください。2歳入について説明いたします。

第1款分担金及び負担金1項1目負担金1節関係市町負担金9,834万6,000円の減額は、会計実地検査に伴う循環型社会形成推進交付金の一部返還にかかる費用として、事務費負担金644万3,000円を増額、また最終処分場建設にかかる費用として、建設費負担金1億478万9,000円を減額するものであります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金5,283万8,000円を全額減額するものであります。

第4款組合債1項1目衛生債1節一般廃棄物処理事業債200万円を全額減額するものであります。

以上で歳入を終わらして、2ページへお戻りください。第1表歳入歳出予算補正、1歳入及び次のページの2歳出は、それぞれ所定の書式によってお示ししてあります。

おめくりをいただきまして、4ページをごらんください。第2表債務負担行為の補正であります。平成30年度に業務実施をしないため、業務期間が平成32年度まで必要となることから、期間の延長と限度額についての増額変更をいたすものであります。

5ページ、第3表地方債の補正であります。平成30年度に業務実施をしないため、一

般廃棄物処理事業債を廃止するものです。

1 ページへお戻りください。平成30年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,318万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,116万2,000円といたすものであります。

以下については説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（武井富美男議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

今井義信議員。

○2番（今井義信議員） 2番、今井義信です。議案第1号 平成30年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず、最終処分場施設整備に伴う事前調査業務の減額につきまして、私は以前、調査費用を減額補正するようなことにならないようにと檄を飛ばした経緯がありまして、今回ここで減額の補正予算が提出されましたことは、まことに残念な思いであります。

しかしながら、交渉ごとには相手がありまして、ましてや今回は自治体の域を超えての問題であり、交渉は難渋をきわめていることは想像ができます。組合理事者の皆さん、また職員の皆さんにも懸命な取り組みをされていることは伝わってまいりますし、この後の新年度予算においても調査費用が改めて計上されているようでありますので、今回の減額補正については理解をいたします。

また、会計実地検査の指摘による返還金等につきましても、解釈の違いなど、いたし方がないことでありまして、今後なお一層、国・県との連携やつながりに意を配されますよう要望いたします。本議案に賛成いたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武井富美男議員） 日程第5 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、資料裏面にありますように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行及び消費税率の改定等に伴い、改正いたしたいものであります。

改正の概要であります。学校教育法の一部改正により、専門職大学が制度化されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が一部改正され、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件に「専門職大学の前期課程を修了した場合」について付加されたものであります。

この資格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項により、施行規則で定める基準を参酌して条例で定めることとされていることから、組合の条例についても、施行規則第17条と同様の内容を規定しておりますことから、今回条例に規程する資格要件について所要の改正を行うものであります。

また、平成31年10月1日から施行される消費税率の改定に伴い、諏訪湖周クリーンセンターに、指定袋によらずに直接持ち込む際の手数料の改定を行うものであります。

それでは、改正の内容について説明いたします。

条例第12条は、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について規定したもので、専門職大学の前期課程を修了した場合に一般廃棄物処理施設の技術管理者となれるよう対象を拡大するため、第6号及び第7号の規定の中に当該規定を加えるものであります。

次に、別表は、諏訪湖周クリーンセンターに、指定袋によらずに直接持ち込む際の手数料について規定しており、消費税率の改定に伴い、岡谷市の家庭系一般廃棄物を10キログラム当たり100円から110円へ、岡谷市と諏訪市の事業系一般廃棄物を10キログラム当たり150円から160円へ、犬・猫等の死体を1体900円から940円へ手数料の改定を行うものであります。

この改定は、組織市町の消費税改定の方針により、岡谷市及び諏訪市の改定を行うものであり、消費税改定に係る手数料の算出方法につきましては、消費税率が5%から8%に改定された際、改定を実施しなかったことから、原則、従前の手数料を105で除して得た額に110を乗じて得た額を改定後の手数料とするものであります。

次に、附則であります。第1項はこの条例の施行期日を平成31年4月1日からとし、別表の改正規定については平成31年10月1日からとするものであります。

第2項は手数料に関する経過措置を規定したものであります。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武井富美男議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

井上 登議員。

○3番（井上 登議員） 議案第2号の条例改定のうち、消費税の改定の部分について討論をいたしたいと思っております。

過去の2014年に消費税率が5%から8%、3%国は上げましたが、そのときには消費税は必ずしも国の税率に従わなく5%のままになっているという状況であります。ということは、必ずしも国がそうであっても税率をそろえなくてもよいということをあらわしているというふうに思いますが、そしてまた共同化と言いながら、2市1町の対応はまちまちであります。

これは税でありますから、税の不公平感を招くものでありまして、また国においては消費税の増税、過去2回にわたって増税をやめた経緯があります。これは安倍政権において、現在の景気動向が、個人消費あるいは実質賃金などの数値からして、実質マイナスであるということであらわしてという状況にあります。

ですから、国においても消費税を上げる状況ではありません。そして、ましてや事業者の経営を圧迫するものとなるわけでありますから、消費税に伴う改定について反対をしたいと思います。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言はありますか。

今井義信議員。

○2番（今井義信議員） 2番、今井義信です。議案第2号 湖周行政事務組合廃棄物処理施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、意見を述べさせていただきます。

今回の改正は、国の法律等の改正及び消費税率の改定に伴うものであります。消費税率の改定につきましては、さまざまな意見があることは承知しておりますが、今現在、本年10月の改定が国の政策として示されておりました、組合を構成する2市1町で差異があっても、組合の方針として相応の手だてを講じておくことは必要なことであると考えますので、本議案に賛成いたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武井富美男議員） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武井富美男議員） 日程第6 議案第3号 平成31年度湖周行政事務組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第3号 平成31年度湖周行政事務組合会計予算につきまして説明いたします。

それでは、事項別明細書から説明してまいりますので、お手元予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。1総括について説明いたします。湖周行政事務組合会計予算総額は9億5,376万4,000円で、前年度比1億8,941万8,000円の増となっております。

予算増の主な理由としましては、諏訪湖周クリーンセンター建設工事に係る起債の元金償還が始まったこと、また消費税増税に伴う影響によるものであります。

最初に、歳出の主なものについて説明申し上げますので、予算書の12ページをお開きください。

3歳出、第1款議会費であります。1項1目議会費は109万5,000円の計上で、前年度比3万9,000円の減であります。この経費は議会の運営に要する経費であります。

9節旅費は25万1,000円と、13節委託料55万8,000円のうち39万円、14節使用料及び賃借料4万1,000円につきましては、先進施設視察に係る諸経費であります。

次に、第2款総務費でございます。1項1目一般管理費は7,615万9,000円の計上で、前年度比39万6,000円の増であります。この経費は組合事務局運営に要する経費でございます。

2節給料から4節共済費までの合わせて6,629万3,000円は、職員8名分の人件費であります。定期昇給等を考慮し計上いたしました。

9節旅費56万9,000円は、議員による先進施設視察、また国からの特定財源である循環型社会形成推進交付金の予算確保や交付対象事業の拡充に向けての、国等への要望活動経費を計上いたしました。

11節需用費204万6,000円は、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費等であり

14節使用料及び賃借料245万2,000円は、有料道路通行料、駐車場使用料、公用車両リース料、財務会計システム使用料、ホームページサーバー使用料であります。

19節負担金補助及び交付金210万7,000円は、OA機器利用負担金、会計事務職員人件費負担金等でございます。

12ページ下段をごらんください。第3款衛生費でございます。1項1目中間処理施設整備費は641万5,000円の計上であります。前年度比1,140万5,000円の減であります。この予算は中間処理施設の整備に要する経費であります。

13節委託料641万5,000円は、環境影響評価事後調査の委託料であります。平成30年度から継続調査を実施しており、当年度において業務完了といたします。

1項2目最終処分場施設整備費は1億6,825万7,000円の計上で、前年度比195万5,000円の減であります。この予算は、最終処分場施設建設に先立ち必要となる事前調査等の業務に要する経費でございます。

1節報酬24万5,000円は、最終処分場整備にかかわる検討委員会等への報酬であります。

9節旅費58万6,000円は、最終処分場建設候補地地元住民及び周辺地域住民等の先進施設視察にかかわる旅費であります。

14ページをごらんください。13節委託料1億5,526万円は、平成30年度予算で減額した事前調査費を含めた業務委託料等を計上しております。

17節公有財産購入費770万円は、最終処分場建設地の土地購入費であります。

1項3目中間処理施設運営費は3億923万3,000円の計上で、前年度比71万1,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの運営に要する経費であります。

13節委託料3億648万5,000円は、諏訪湖周クリーンセンターの運営管理委託、DBO事業の運営モニタリング支援業務委託に要する経費及び搬入禁止物周知用チラシ作成・配布等に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金56万9,000円は汚染負荷量賦課金であり、これは公害健康被害の補償等に関する法律に規定する、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるため、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収されるものであります。

1項4目残渣処理費は1億614万7,000円の計上で、前年度比911万

5, 000円の減であります。この予算は、焼却灰の民間委託に要する経費として、平成30年度の実績をもとに計上いたしました。

9節旅費44万6,000円は、灰処理の民間委託先地元自治体への事前協議及び民間委託先施設の現地確認に要する経費であります。

13節委託料1億494万9,000円は、ごみの焼却により発生した焼却灰の処理を民間業者8社、9施設へ委託する経費であります。

19節負担金補助及び交付金75万2,000円は、民間委託先の一つであります三重中央開発株式会社の所在する地元、三重県伊賀市への環境保全負担金であります。

第4款公債費であります。1項1目元金は2億7,257万9,000円の計上で、前年度比2億1,120万4,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債元金償還費用であり、平成31年度より諏訪湖周クリーンセンター建設工事関係の起債償還が始まることから、大幅な増となっております。

1項2目利子は887万9,000円の計上で、前年度比37万9,000円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債利子償還に要する経費であります。

第5款1項1目予備費は、前年度と同様の500万円の計上でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、10ページへお戻りください。2歳入につきまして説明いたします。

第1款分担金及び負担金1項1目負担金は6億4,155万3,000円の計上で、前年度比1億4,706万7,000円の増であります。この予算は関係市町からの負担金であり、それを財源とする事業の内容により、事務費負担金、建設費負担金、運営費負担金、公債費負担金に分かれております。なお、運営費負担金は、中間処理施設運営費、残渣処理費から諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料と売電収入額を差し引いた額となります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金は4,698万8,000円の計上で、前年度比585万円の減であります。この予算は最終処分場施設整備費に対する国からの循環型社会形成推進交付金であり、交付金対象となる事業費の3分の1の額を計上しております。

第3款諸収入1項1目雑入は1億1,664万4,000円の計上で、前年度比2,628万4,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの熱回収

に伴う余剰電力の売電収入等であり、平成30年度実績を考慮し計上いたしました。

第4款組合債1項1目衛生債は、前年度と同額の200万円の計上であります。この予算は、最終処分場整備に係る測量調査等の一部につき起債が認められている一般廃棄物処理事業債であります。

第5款使用料及び手数料1項1目使用料及び手数料は1億4,657万8,000円の計上で、前年度比2,191万7,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターへのごみの直接持ち込み手数料であり、平成30年度実績を考慮し計上いたしました。

以上が歳入の事項別明細書の説明となります。

予算書の16ページから20ページまでは給与費明細書、21ページは債務負担行為に関する調書、22ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式によりお示ししておりますので、説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。平成31年度湖周行政事務組合会計予算、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,376万4,000円と定めるものであります。第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明いたしました事項別明細書を総括したものであります。

第2条は債務負担行為であります。4ページの第2表をごらんください。最終処分場施設整備事業の事前調査業務の中で、平成32年度にまたがる業務費用についての期間、限度額について債務負担を設定するものであります。

また1ページにお戻りください。第3条は地方債であります。この部分につきましては、5ページの第3表をごらんいただきたいと思います。最終処分場整備に係る測量調査等の一部につき一般廃棄物処理事業債充当が認められていることから、限度額等を設定するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（武井富美男議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今井義信議員。

○2番（今井義信議員） 御説明ありがとうございました。湖周行政事務組合の予算について、4点お伺いをいたします。

1点目であります。予算書10、11ページ、2歳入2款1項1目1節循環型社会形成

推進交付金についてお聞きいたします。国の交付金を予定しながら何年も受けることができずにいますが、今後、事業が動き出せば確実に交付されるものなのか。ペナルティーを受けるようなことはないのかお伺いをいたします。

2点目であります、予算書12、13ページ、3歳出3款衛生費1項2目最終処分場施設整備費についてお聞きします。測量等4,000万円余りの契約について、事業が進まず違約金支払いの具体的な協議が必要な時期が迫っていると思いますが、どのように見通しているのかお伺いいたします。

3点目であります、予算書14、15ページ、3歳出3款衛生費1項2目13節委託料説明欄、運営委託料についてお聞きします。諏訪湖ハイトラスト株式会社への委託料と思いますが、消耗資材についてお伺いをいたします。平成30年11月の環境情報を見せていただきました。汚濁物質は基準値の10分の1から100分の1以下に管理されています。その中、ダイオキシン除去には活性炭、消石灰は塩酸、SO_x除去に使用されると思いますが、これらの消耗資材の薬剤は諏訪湖ハイトラスト株式会社の一元管理なのかお伺いします。事業主体は湖周行政事務組合ですが、消耗品の購入価格が適正であるのかの判断を、誰が何を根拠にしているかをお伺いいたします。

4点目であります、今後、辰野町とはどのような交渉を行っていくつもりか、方針をお伺いいたします。以上であります。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 4点の御質問をいただきました。まず1点、交付金等々の見直しについて答弁させていただきます。確実云々につきましては、交付金、ひもつきの確実性が担保されているものではございません。ここ数年、全国的に廃棄物処理施設の新設、改築、あるいは建てかえ等が集中をしております、全国的にこの交付金の要望額も約1,000億円を超えている状況でありまして、そんな中で国も大変厳しい財政状況をやりくりする中で、財源を持つ財務当局に折衝をし調整を図っていると聞いております。

そうした状況であることから、年度末執行による返金に対し、ペナルティー的要素はいかがかということですが、そういったことが明記されているものではございませんが、交付決定はやはり交付金の有効的な執行、効率的な執行、こういったことが前提となるため、事業実施の確実性、こういったことが優先順位としては重要視されるというふうに聞いております。

そうしたことから、当組合としては当然優先順位が低い状況にあることは事実であります。

しかしながら、住民との合意である事業実施のタイミング、そういった段階におきましては、交付税率、定率でのとにかく特定財源の充当をいただくことで事業の進捗が進むものでありますので、住民との信頼関係を維持するためにも交付金は絶対的に必要と考えております。

そういった中で、廃棄物、大変難しい事業でございますが、環境省においてもそういった点は十分理解をいただいているというふうに、要望活動を通じて認識しております。数年にわたり交付決定を受けている状況であります。我々の立場としては今まで以上に厳しい状況であることは間違いございませんが、全力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

2点目につきましてでございますが、既契約業務、そろそろ違約金等の対応をとというような質問をいただきました。既契約につきましては、測量調査、それから地質調査、生活環境調査、簡易アセスですが、この3業務について、平成29年1月に契約をし、即時、説明会等の意見を踏まえて同月内において業務の中止をかけておりまして、約2年が経過をしております。

委託契約書上の第44条に、受注者側から契約解除の規定が明記されておりまして、業務の中止期間が6カ月を超える、こういった場合においては受注者側から契約の解除ができる規定が明記されております。しかしながら、現段階において事業者側のほうから契約解除の申し入れがある状況にはございません。今後、正式に契約解除等の申し入れがあったら、真摯に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

一方、現在、辰野町住民の飲料水の一部を賄っている井出の清水水源への影響を把握するための、過去に実施した辰野町エリアの既存データ調査に加えて、既存文献等の資料を活用して追加的な調査実施の提案を同盟会及び辰野に行っている段階でございますが、今後理解が得られ契約解除の申し出がなければ、中止命令を解除の上、既契約業務の内容を精査し、変更契約等の手続を進めながら業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、ハイトラスト等の一元管理云々、用役費の関係の質問をいただきました。諏訪湖周クリーンセンターはDBO事業でありまして、設計・建設後の20年間の管理運営を諏訪湖ハイトラスト株式会社へ71億2,000万円で管理委託をしております。したがって、プラント設備運転に必要な消耗資材等につきましては、この諏訪湖ハイトラスト株式会社が調達・管理を行っております。

しかし、年間の運営計画におきましては、消耗資材等の調達計画等の具体的な書類の提出も義務づけておりまして、その実態におきましては地元企業からの購入をいただいている状

況も確認しているところでございます。御指摘の薬剤等につきましても、地元からの購入となっております。

また購入するときの価格、これにつきましてはDBOといった事業スキームをとっているために、ハイトラストのほうで購入先との折衝を行いまして、20年間のハイトラストの会社の安定経営という点からもコストは重要なポイントであるというふうに考えておりますので、具体的に経営計画や決算報告等によって、そういった財務的なモニタリングを当組合としても行っているという状況でございます。御理解をいただきたいと思えます。

最後に、最終処分場の今後の辰野町等との交渉の方針、こういったところの話、進め方の基本的な考え方の御質問をいただきました。平成30年度につきましても、粘り強く辰野町期成同盟会との話し合いを行ってまいりましたが、事業理解が深まらず、事前調査の着手に至りませんでした。廃棄物施設、こういうものを設置する事業、そういったものは他のインフラの整備と本当に違いまして、難しい事業であります。多くの時間と労力が必要であります。

予算を先送りしておるわけですが、長期的な安定処理可能な体制構築に向けまして、平成31年度につきましても、引き続き事業理解を深めるべく、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武井富美男議員） 今井義信議員。

○2番（今井義信議員） おのおの答弁いただきまして、ありがとうございました。1点目から3点目につきましては、詳細な御説明をいただきまして、理解をいたしました。

3点目なんですけれど、ecoポッポの広報誌にも記載がありますけれど、先ほど地元の業者からの購入もあるということだったんですけれど、さらなる活用をお願いしたいと思います。

4点目でありますけれど、御説明いただきました内容で理解をいたしました。ありがとうございました。

○議長（武井富美男議員） そのほかに質疑はありませんか。

井上 登議員。

○3番（井上 登議員） 歳出の12ページですけれども、衛生費、清掃費の最終処分場の整備費ですけれども、前年度比195万5,000円の減ですけれども、この理由が何であるのか。また、事前調査の内容に何か変化があったのか。この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 大きなところは事前調査費用でございます。事前調査費用の内容等につきましては、前年度の計画、それを踏襲した内容でございます。しかしながら、先ほども説明をさせていただきましたが、その中で、今後の動向を見る中で変更契約等をしてしながら、当年度予算の中での動きを柔軟に対応してまいりたいというのが大きな部分でございます。

それから、減の部分でございますが、やはり調査費用以外の部分のところに精査をかけまして、必要最小限の予算圧縮という形での予算計上でございます。以上でございます。

○議長（武井富美男議員） 井上 登議員。

○3番（井上 登議員） 調査費用以外の部分というのは、何か節約する部分があったという。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） そのとおりでございます。

○議長（武井富美男議員） 井上 登議員。

○3番（井上 登議員） 調査に対して、今節約する部分があった、見直しをしたということなんですけれども、何か毎年違っているような印象を受けるんですけれども、きちんとした計画になっているかどうかという点が少し心配なんです、前年度のものを踏まえてやっているか、それとも積み上げで毎年やっているのか。その辺を聞きたいと思います。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 積み上げ、それから内容の精査等を重ねる中での圧縮でございます。当然のことながら、必要最小限、最大の効果といった観点に変わりはありません。

○議長（武井富美男議員） そのほかに質疑はありませんか。

渡辺雅浩議員。

○5番（渡辺雅浩議員） 14ページ、15ページの3款衛生費1項4目残渣処理費の13節委託料のところをお聞かせいただければと思います。先ほど全協の中でも新しい事業追加ということで御説明あったんですけれども、前年度比較でいうと911万円の減額というふうになっていて、新しい事業先がふえればふえるのかなというふうに思ったんですが、どういった仕組みになっているのか、1点お聞かせいただければと思います。

あと2点目ですけれども、ほかの今既に民間委託しているところの事業所に対しては、灰の総量が変わらないから、変わらないというか、ある中で、これはこの量を企業にというふうに分けていると思うんですけれども、委託料はそれぞれ企業によっては減ったりふえたりするところもあるのかなというふうに思うんですが、それぞれの企業に対してはきちんと組

合の方針を、リスク分散するためにこういうふうな仕組みをとっているということは御説明をしているのかどうか。あわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 残渣処理費につきましては、根拠的に減っている、どうしてですかという御質問。これにつきましては、やはり前年度実績をベースにしております。前年度からの実績を考慮すると、対前年度比段階よりは効率的な焼却が行われることによって、灰の量が少ないということで、処理費も少なくなる。これは前年の実績を参考に予算計上させていただいた。こういった部分でございます。

あと、まちまちのそういった業者への配分等につきましては、業者からすると確かにたくさんの灰の委託が欲しいのは実情でございますが、我々もやはりリサイクルと埋め立てとのバランス、それから先ほど全協の中でも少し運営状況の説明でも話をさせていただいたとおり、冬期間の道路状況、それからトラック輸送のトラック自体のバイですね、そういったものの各社の違い等によって、計画的な処理量、そういうものを勘案して決定している状況でございます。以上でございます。

○議長（武井富美男議員） そのほかに質疑はありませんか。

浜 幸平議員。

○6番（浜 幸平議員） 6番、浜 幸平です。ページで12ページ、13ページになるかと思いますが、3款衛生費2目最終処分場の整備費についてお尋ねをしたいんですが、先ほど減額補正で1億5,900万ほどしたわけですが、ここでは1億6,800万ほどでしょうか、になっております。若干の金額の違いがありますが、内容的には変わりがあるのかないのか。

それから、もう1点。検討委員会報酬という項目がありますが、これは何か新しい内容かと思いますが、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 先ほどの30年度の減額との対比につきましては、この整備費1億6,825万7,000円と直接対比できるものではなく、先ほどの減額補正については、事前調査費用の測量調査以下、事前調査業務の部分でございます。ほぼ変わらない。ほぼというのは、やはり31年度において消費税率の改定がありますので、そういった上乘せ分を見ておりますので、全く金額的には同額の計上ではございませんが、内容的には同様のものを、先ほど言った事前調査業務の足し上げでは、ほぼ同額というふうに御理解をいた

だきたいと思います。

検討委員会報酬、これにつきましての想定の予算の考え方でございますが、やはり我々行政だけでなく有識者、専門的な見地からの意見をいただきながら方針決定をしてみたいというふうに考えております。今の段階ですが、5人くらいの有識者を想定したいなと思っております。これにつきましては中間処理の施設建設事業計画等の段階でも、こういった委員会を組織しまして、最終処分場につきましても同様の進め方という基本の考え方でございまして、委員長レベル、それから副委員長レベル、一般公募等々5人という形では、見識者が3名、一般公募2名。金額的には、ちょっと具体的ですけれども、委員長が約1万5,000円程度、副委員長が1万円程度、一般公募の方で岡谷市の規定を準用し7,000円という形での積み上げを考えてございまして、5回ほどの検討委員会を開催できればというふうな予算計上でございます。以上でございます。

○議長（武井富美男議員） 浜 幸平議員。

○6番（浜 幸平議員） その検討委員会、大変結構だと思いますが、スケジュール的な面でいくと、5回ほどというふうなお話でしたが、これ単年度で結論出していくということなんでしょうか。そのあたりいかがですか。

○議長（武井富美男議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） この委員会の設置そのものも、今の事前調査云々について反対されている方たちの同意、こういった方向性が出た暁のことでございますので、マックス順調にいつて5回。もしそういうような状況に至らなければ、こういうことも当然、設置ができないというふうに考えております。

○議長（武井富美男議員） そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありますか。

藤森スマエ議員。

○12番（藤森スマエ議員） それでは、平成31年度湖周行政事務組合会計予算に反対の立場から討論をいたします。

反対の部分は、最終処分場の施設整備費1億6,825万7,000円の部分です。今回で三度の予算執行停止ということがされています。業務執行ができずに予算停止をしているということは異常事態だというふうに思います。予算を計上しても執行ができないという状

況です。

これは、私も湖周の議会に出ていて、辰野町の皆さんとの話し合いという点では、過去もずっと平行線ということを書いてきましたが、本日の全協の報告の中で、過去の調査結果の理解を深めるために勉強会をしていくという言葉が出されて、過去の問題でというのがずっと全協でも報告をされて、それが払拭されずに、全く手がかりもなくという状態が続いてきたわけですが、きょうの報告の中から勉強会もしていこうという方向が出されて、スケジュールの打ち合わせも始めたいという報告もありました。もう一つ、新旧役員の交代もありますので、また新しく説明をしなければという点では、時間もかかるのかなという理解もしたところです。

そういったところから、やはり31年度、1年かけてじっくりと辰野町の皆さんに理解をしていただくことが、どうしても今必要かなというふうに思うわけです。理解をしていただいた時点で予算の計上をすべきというふうに思います。もう過去3回の予算執行停止ということは、もう全くまずいことだと思います。組合の一方的な予算化によって、辰野町の皆さんとの関係がより困難な方向になるということは避けていくべきということです。

現時点で、まだまだこの事業の見通しが持てないという状況の中での予算計上については、反対をいたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありませんか。

浜 幸平議員。

○6番（浜 幸平議員） 6番、浜 幸平です。議案第3号 平成31年度湖周行政事務組合会計予算について意見を述べます。

31年度組合予算につきましては、中間処理施設整備運用費用などに加えまして、前年度実施できなかった最終処分場建設の事前調査費が再度計上されております。これで3年連続の先送りとなりますけれども、このような施設はお互いの理解が形成される中で進められるべきものであり、粘り強く対応することが求められております。

全国的な事例を見る中で、住民の理解を得るために5年から10年以上経過し、その後建設に至った事例などは数多くございます。地質、土質、地下水などの調査はもとより、生活環境への環境調査など含めまして、環境アセスメントにつなげていかなければならないと考えております。平成31年度におきましても、この方針により安全を確認するための事前調査を行い、理解を深めていただきたいと考えております。

最終処分場は、構成市町住民にとっては非常に重要な施設であります。処理水の循環利用

による外部放流のない安全なクローズド型の設計規格となっており、引き続き当局の丁寧な説明と根拠ある調査内容により理解をいただくように要望いたしまして、この議案に賛成いたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありませんか。

青木利子議員。

○8番（青木利子議員） それでは、賛成の立場で意見を申し上げます。

最終処分場の建設に当たり、十分な説明と理解があって初めて進められるものと思います。また、最終処分場については、今もございましたが、全国的にも長期にわたって時間をかけて結論に達しているところが、さまざまなところであります。そういった意味でも、これからも当事者の皆さんの気持ちを立てて事業推進していただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありませんか。

今井義信議員。

○2番（今井義信議員） 議案第3号 平成31年度湖周行政事務組合会計予算につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず、湖周地区住民の快適な生活環境を維持するために平成28年12月に本格稼働した諏訪湖周クリーンセンターは順調に安定稼働を続けており、業務の遂行に日々御尽力いただいております。職員の皆様の御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表すところであります。

今回提案されております新年度予算につきましては、こうした中間処理施設の運営に必要な経費に合わせ、最終処分場施設整備関連の経費につきましても計上がされておまして、組合として事前の調査をぜひとも実施したいとの熱意をあらわしているものであると感じております。

議案第1号の討論でも申し上げましたとおり、最終処分場整備に向けた交渉は難渋をきわめているものと思っておりますが、組合の理事者、職員が一丸となりこの難局を乗り越えていただきますよう期待をいたしまして、本議案に賛成いたします。

○議長（武井富美男議員） ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武井富美男議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武井富美男議員） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（武井富美男議員） 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出いたしました平成30年度補正予算、条例改正及び平成31年度予算につきまして、慎重審議の上、御議決賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

最終処分場整備につきましては、引き続き丁寧な対応・説明を続けていく中で、事業理解を深めてまいりたいと考えております。

今日まで多くの功績を残されてまいりました議員各位の任期満了が近づいてまいりました。任期中には議会審議等を通じまして、組合の運営に多大なお力添えをいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議員各位におかれましても、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念を申し上げますとともに、今後も変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（武井富美男議員） これにて、平成31年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会

いたします。

本日の定例会は今議員任期最後の定例会でありまして、2年間、理事者、議員の皆さん、職員の皆様方には大変御苦労さまでございました。議長として厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 武 井 富美男

湖周行政事務組合議会議員 井 上 登

湖周行政事務組合議会議員 金 子 喜 彦